

四日市地域総合会館あさけプラザ利活用方針策定業務委託
公募型プロポーザル募集要項

1. 業務の概要

(1) 業務名

四日市地域総合会館あさけプラザ利活用方針策定業務委託

(2) 業務の目的

四日市地域総合会館あさけプラザは、ホール（326 席）、体育館（バスケットコート 2 面）、図書館のほか、会議室等の貸館施設、老人福祉施設（浴室・集会室）、保健衛生施設（機能回復訓練室）などで構成される複合コミュニティ施設として、また旧自治省提唱の広域市町村圏を対象とした四日市市と三重郡 3 町の田園都市中核施設整備構想に基づく施設として、昭和 59 年 8 月 18 日に開館しました。（施設の内容、あるいは設置の背景・目的・位置づけは、別添のとおり）

令和 6 年度に開館 40 周年を迎えましたが、この間、3 町にもホールや体育館・図書館等が整備され、また民間の高齢者向けのサービスの拡充や市民の生活様式の変化などから公共施設に対するニーズも変化しているため、本施設の役割・機能を見直し、利活用方針の策定を行います。

(3) 業務内容

別添「四日市地域総合会館あさけプラザ利活用方針策定業務委託仕様書」のとおり

(4) 業務期間

契約の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

2. 委託料（見積り限度額）

3, 900 千円（消費税及び地方消費税を含む）

3. 契約までのスケジュール

- ① 令和 7 年 5 月 30 日（金）募集要項等の公表
- ② 令和 7 年 6 月 12 日（木）参加意向申出書の提出期限及び質問受付期限
- ③ 令和 7 年 6 月 19 日（木）参加資格審査結果の通知及び質問回答
- ④ 令和 7 年 7 月 3 日（木）企画提案書の提出期限
- ⑤ 令和 7 年 7 月 10 日（木）プロポーザル審査
- ⑥ 令和 7 年 7 月 17 日（木）審査結果の通知

- ⑦ 令和 7 年 7 月 下旬 契約手続き
- ※ 審査日程の変更は対象者にのみ通知します。
 - ※ また事業内容に関する説明会は開催しません。

4. 参加資格要件

プロポーザルに参加する者（以下、「応募者」という。）は、次に掲げる事項の全ての条件を満たすものとします。

- ① 過去 5 年以内（令和 2 年度から令和 6 年度までの間）に、地方公共団体が策定する複数年度にわたる計画の策定支援業務を元請として完了した実績を有していること。
- ② プロポーザル実施公表の日から受託候補者の特定の日まで、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準（平成 21 年 6 月 1 日施行）の規定による入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- ③ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ④ 入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

5. 参加申込・資格審査

様式 1「参加意向申出書」（別紙様式 1）を令和 7 年 6 月 12 日（木）までに、持込又は郵送により提出してください。

参加資格審査結果については、令和 7 年 6 月 19 日（木）までに、各応募者へ「参加資格審査結果通知書」を郵送及び電子メールにより通知します。

6. 質疑・回答

当事業に関する質問は、令和 7 年 6 月 12 日（木）までに、E メール（任意様式 Word 形式）にて問い合わせしてください。受信した全ての質問に対する回答を、全応募者に対して E メールにより通知します。

7. 企画提案書の作成

（1）企画提案書作成上の基本的事項

本プロポーザルは、四日市地域総合会館あさけプラザ利活用方針策定の業務委託における具体的な取組手法や取組の創意工夫について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容や成果品の一部の作成や提出を求めるものではありません。

（2）企画提案書の作成方法

下記の事項について、資料を作成してください。

① 提案書（様式 2）

② 業務実施体制（様式 3）

本業務の実施体制を記載してください。また、当該業務の一部を再委託する場合は、その内容と予定される再委託先を記載してください。

③ 配置予定者の経歴（様式 4）

本業務の管理技術者、担当技術者について、氏名及び所属・役職、経歴、業務実績（四日市市内及び近隣市町等での業務実績：5 件まで）等を記載してください。なお、当該実績がない場合は「なし」と記載してください。

④ 管理技術者の過去 10 年間の業務実績について（様式 5）

予定される管理技術者が過去 10 年間に従事した業務実績を上記（様式 4）から代表事例 1 件を選定して記載してください。

⑤ 取組方針や業務実施手法等について（様式 6）

本業務における下記の特定期間に対する考え方を記載してください。

ア 公共のコミュニティ施設や複合施設について、現状と課題、または今後のあり方をどのように考えているか。また、市民の公共施設に対するコスト意識について、どのように考えているか。さらに、公共と民間のサービスの役割分担について、どのように考えているか。（A 4 用紙 1 枚以内）

イ 「利活用方針の基本的考え方の整理」について、どのように行うことを考えているか。また、さまざまな必要性に対しスペースが限られた場合の施設の利活用について、どのように整理することを考えているか。（A 4 用紙 1 枚以内）

⑥ 事業委託に係る費用の参考積算内訳（消費税抜き、任意様式）

8. 企画提案書の提出

企画提案書は、令和 7 年 7 月 3 日（木）までに、7 部（正副の区別なし）提出してください。

9. 書類提出方法

参加意向申出書、企画提案書とも、持込または郵便にて下記に提出してください。

〒510-8028 三重県四日市市下之宮町 2 9 6 - 1 あさけプラザ

持込の場合は、締切当日までの月曜日（月曜日が祝日の場合はその翌日）を除く午前8時30分から午後7時の間に、郵便の場合は簡易書留とし、締切日の午後5時までに提出

10. 審査方法

本市職員で組織する選考委員会において、企画提案書の書面選考を行うとともに、企画提案書の提出者を対象に、企画提案書の内容にかかるヒアリングによるプロポーザル審査を次のとおり実施します。

（1）プロポーザル審査

- ①令和7年7月10日（木）に1団体15分程度で実施
- ②審査の順は、市が決定

（2）最優秀者の決定

選考委員会において、企画提案書やヒアリングの内容を審査要領に基づき総合的に評価し、最優秀者を決定する。

11. 審査結果

審査終了後、市のホームページ上に参加者名及び候補者名を公表するとともに、各応募者へ「プロポーザル審査結果通知書」にて郵送または電子メールにより通知する。

12. 提出書類の取り扱い

- 提出書類は応募者へ返還しない。
- 提出書類の著作権は、応募者に帰属するが、法令等に基づき応募者の許諾を得た上で公表する場合がある。

13. 情報公開及び提供

市ホームページに以下の情報を掲載する。

- 候補者決定前：募集要項、企画提案書作成要領、審査要領
- 候補者決定後：参加者名、決定された候補者名

14. 問い合わせ

四日市市 市民生活部 あさけプラザ

電話：059-363-0123/FAX:059-363-0129

メール：asakeplaza@city.yokkaichi.mie.jp

（FAX およびメールは、送受信を電話で確認すること）

15. その他

- プロポーザルに要する経費は応募者の負担とする。
- 応募を取り下げの場合は、速やかに文書にて連絡すること。辞退により不都合な取り扱いはしない。
- 次のいずれかに該当する企画提案書は無効とする。
 - ・ 定めた提出方法、提出先、期限に適合しない場合
 - ・ 提案内容に虚偽がある場合
 - ・ 応募者及び協力会社が審査関係者に対する不当な活動を行ったと認められる場合